

大使館からのお知らせ（ポーランド国内制限の強化地域の変更
及び制限内容の強化について（10月23日））

<ポイント>

○10月10日（土）にポーランド全域に拡大された制限措置がさらに強化され、10月24日（土）からポーランド全域が赤ゾーンとなります。引き続き、全ての公共の場において、口と鼻をマスク等で覆うことが義務化されている他、飲食店の店内での飲食が禁止される等、制限が強化されます。詳細は以下をご参照下さい。また、違反者には罰則がありますので、十分にご注意ください。

○感染予防措置を心がけて下さい。

10月23日（金）、モラヴィエツキ首相及びニエジェルスキ保健大臣が記者会見を行い、10月10日に開始されたポーランド全域における新型コロナウイルス感染防止のための制限の強化について、最新の感染状況を踏まえ、10月24日（土）から制限をさらに強化し、ポーランド全域を赤ゾーンに指定する旨発表しました。制限強化内容等については、以下のとおりです。また、違反者のチェックが厳しくなっています。違反者には罰則がありますので、十分にご注意ください。

1 強化された制限地域及び制限内容

(1) 該当地域

ポーランド全域が赤ゾーンに指定されています。

(2) 制限内容

- (ア) 全ての公共の場において、口と鼻をマスク等で覆うことが義務化。
- (イ) 交通機関の乗客を、座席数の50%、又は定員数の30%までに制限。
- (ウ) 商業施設の入店可能人数がレジ1台につき5人までに制限され、入店時は、手袋の着用又は手の消毒が必要。
- (エ) 商店、薬局及び郵便局について、月曜日から金曜日の午前10時から正午までは、60歳以上のみ利用可能。
- (オ) 飲食店の営業停止（持ち帰り用、配達用のサービス提供は制限されない）。
- (カ) ディスコやナイトクラブの営業禁止。
- (キ) 美容室、美容院、タトゥースタジオは、利用中の顧客と店員のみ店内に滞在可能。
- (ク) 屋内外を問わず、見本市、会議などの開催禁止。
- (ケ) 屋内外を問わず、スポーツイベントは無観客で行い、文化的イベントは、観客を座席数の25%までに制限。
- (コ) プール、ウォーターパーク及びジム・フィットネスクラブの営業停止。
- (サ) 映画館は、入場者を定員の25%に制限し、ソーシャル・ディスタンスの確保、

マスク等で口と鼻を覆うことが必要。

- (シ) 遊園地やテーマパーク等のレクリエーション施設の閉鎖。
- (ス) 教会における宗教行事への参加者を、「7平方メートルあたり1人」に制限。
- (セ) 冠婚葬祭やその他お祝い等のための集会は禁止。
- (ソ) 公共の場でのイベントや会議及び集会への参加者は、最大5人までに制限。
- (タ) 小学4年生以上及び高等教育機関において、実務授業を除きリモート授業の義務化。
- (チ) 学校の開校時間を午前8時から午後4時までとし、16歳以下の未成年は、保護者の同行なしに外出は禁止。
- (ツ) 療養所・リハビリセンターの運営停止。ただし、現在進行中のものは除く。
- (テ) 70歳以上は、職業活動、必要不可欠な場合、宗教的儀式への参加を除き、外出を控えるように依頼。

2 新規感染者数が急増しています。引き続き、マスク着用や手洗い（含む消毒）、うがい及びソーシャル・ディスタンスの確保など、予防措置を心がけて下さい。

（問い合わせ先）

在ポーランド日本国大使館 領事班

☆電話：+48 22 696 5005

※開館時間のみ[09:00～12:30、13:30～17:00]。開館時間外に緊急を要する場合には大使館代表番号(+48 22 696 5000)へお掛けください（閉館時電話対応委嘱業者がまずは伺うこととなります）。

☆メール：cons@wr.mofa.go.jp

☆HP：https://www.pl.emb-japan.go.jp/itpr_ja/ryouji.html